災害時における要配慮者対策について

推進協議会第４回専門部会	
R8.11.2	資料４－３

災害対策基本法に関する主な動き

○ **区市町村による「避難行動要支援者名簿」の作成義務化（平成25年）、「個別避難計画」作成の努力義務化（令和３年）**

○ 令和7年の法改正において、**区市町村等（災害応急対策責任者）が、避難所や在宅等に滞在する被災者に「福祉サービスの提供」を行うよう努める**ことを明記

都の取組

東京都災害福祉広域支援ネットワークの推進

・令和５年２月に東京都災害福祉派遣チーム（東京ＤＷＡＴ）を設置

・災害時に要配慮者に対し、健康調査や日常生活上の支援などを行うほか、避難所内の環境整備等を実施

・派遣実績：令和6年能登半島地震（石川県輪島市）、令和7年台風第22号・第23号（東京都八丈町）

区市町村の取組に対する都の支援

① 平時からの「技術的支援」・「情報共有」

・「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」や「区市町村における個別避難計画作成・活用の手引き」を作成・配布

・区市町村の防災主管部署・福祉保健主管部署を対象とした研修会を開催し、災害時要配慮者対策に係る情報等を共有

② 事前の「避難体制整備」・「避難計画作成」の推進

・区市町村による、要配慮者を対象とした訓練や避難を支援する方向けの研修などの体制整備の取組、個別避難計画の作成に関する取組を包括補助で財政的に支援

③ 避難先となる居場所の確保（福祉避難所等）

・区市町村が行う、福祉避難所等の新規確保などに必要となる、段ボールベッドや携帯トイレ、液体ミルク、大人用おむつ等の災害用備蓄物資の購入や、施設のバリアフリー改修等の経費を支援